



苫小牧市議会議員

小山 征三

通信

『秋』号

2021年10月

小山せいぞう事務所

苫小牧市とさわ町1丁目19-23

TEL0144(67)8255

※※※ 全国高校選抜アイスホッケー大会 ※※※

新型コロナ感染者 150人 大規模クラスター発生



小山 征三 副議長

第16回市議会定例会は、新型コロナウイルスの緊急事態宣言期間中であることから感染拡大防止へ、議場内でソーシャルディスタンスを確保するため議員は間隔を空けて座り、感染者が出た場合に市民に迷惑を掛けないよう傍聴を取り止めにするなどの対策を行いました。

8月25日に議案説明会、9月2日から9月9日まで本会議を中心に報告8件、陳情2件、議案15件、諮問1件の審議を実施。その後、一般質問で22人が質問しました。

今定例会では、本市で開催された「第16回全国高等学校選抜アイスホッケー大会」で、新型コロナウイルスの大規模クラスターが発生した件が資料として提出されたことから本会議や総務委員会で質疑が行われました。

予防の「ガイドライン」非公開

私は、9月8日に行われた総務委員会で大会開催に至る「情報提供の在り方と組織体制」について質疑いたしました。

市は、5月10日に「第16回全国高等学校選抜アイスホッケー大会」の開催要項一覧をホームページで公表しました。その中で「重要」と朱書きで掲載した新型コロナ感染対策要項が示され、詳細は5月末に公開するガイドラインを確認して下さいと書かれていました。しかし、未だに公開されていないことを指摘。市側は、5月末にガイドラインを公開できなかったことを反省した上で、その理由としては東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致など業務が多忙であったことや担当課で感染者が出たことなど影響したと述べました。また、ガイドラインではなく感染対策の基本方針を7月に作成し関係者に通知したことを明らかにしました。しかし、大会は試合だけではありません。申込締切日が6月8日、組み合わせ抽選会が6月23日となれば少なくともその前に感染対策を示すべです。

改めて市側は「作成時期の遅れ」と「周知徹底の不足」が反省点であるとの認識を示しました。また、スポーツ都市推進課の業務が多忙であることからこれまでに行われた組織機構の改革にも触れました。



裏面に続く

1 大会概要

- (1) 日時 令和3年8月3日(火)～8日(日)
- (2) 会場 3会場(白鳥アリーナ、沼ノ端、新とさわ)
- (3) 参加者 14都道府県 26チーム 656名
大会関係者 261名 合計917名

2 感染状況

- (1) 感染者 生徒、教職員、大会関係者 150名

3 感染対策

- (1) 大会開催前：感染症拡大防止の基本方針作成
- (2) 大会期間中：2週間前から健康チェックシートの提出、競技を除きマスク着用、手指消毒と検温
- (3) その他：会場での飲食禁止、ホテルでの昼食、不要不急の外出を自粛など

4 国立感染症研究所からの暫定報告

- (1) 健康観察およびガイドラインの見直し
- (2) 疑い症例発生時の主催者の早期対応
- (3) 参加者、関係者の大会における感染管理
- (4) 飛沫感染、空気感染を起しにくい競技環境の確保
- (5) 飛沫感染、空気感染を起しにくい宿泊環境の確保

5 今後の対応策について

- (1) リンク会場内
 - ① CO2濃度の測定および監視
 - ② サーキュレーターを設置し徹底した換気
 - ③ 製氷時にシャッター等を開放し外気取り入れ
- (2) 控室等の諸室
 - ① 控室の人数制限を行い間隔を空けて利用
 - ② 控室はドアを開放しサーキュレーターを設置
- (3) 競技者
 - ① 試合中以外は原則マスク着用
 - ② 監督コーチは大声を出さず必ずマスク着用
 - ③ 試合中の選手ベンチでは間隔を空けて座る

スポーツ行政を縮小してきた影響か？



苫小牧市は、昭和41年11月12日に全国で初の「スポーツ都市宣言」を行いました。昭和50年代は、苫小牧市部設置条例で体育部がありスポーツ振興に力を注いでいましたが、その後、スポーツ生涯学習部として教育委員会所管の部署でスポーツ振興が図られてきました。

しかし、平成25年12月議会では、条例を改正しスポーツ振興を教育委員会の所管から市長部局へ移管する議案が提出されました。私はスポーツ振興について「学校教育、社会教育と密接にかかわる分野で、何よりも政治的中立性と教育行政の継続性、安定性の確保が重要」と強調。岩倉市長のスポーツ振興に対する見解をたしました。当時、市長は「(市長部局に移ることで)スポーツ振興の一層の充実を図る」として「組織につきましても市政の基本政策を担う総合政策部に政策推進室、まちづくり推進室と並べてスポーツ推進室を設置する」と述べていましたが、4、5年でスポーツ推進室を廃止。まちづくり推進室内のスポーツ都市推進課に縮小しているのが現状です。そのことで業務量が膨大になったと言えます。

緊急事態宣言で問われる危機管理体制

昨年から断続的に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令され、市民への不要不急の外出自粛要請が続く中、正確な情報が伝わってこない場面が見受けられました。今、問われているのは政府や地方公共団体の情報発信の弱さではないでしょうか。

平成21年に「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の報告が総務省から出され、情報の収集と伝達を重視して市民に安心感を与える方針がまとめられていました。これまでに幾度となく岩倉市長に質問していますが、今年3月の予算委員会で私は、危機管理を市長直轄にすべきという組織改革を提案しました。岩倉市長は「各種災害を踏まえている時代の中で、危機管理室の体制をいかに強化していくかということは市政運営上大変優先度の高い取り組みというふうに認識している」と答弁しました。

私は、市民生活部の危機管理と総合政策部の秘書広報課を統合し、情報管理を主眼に情報管理室を創設し、情報を一元化して発信することが必要と考えます。今、それができていません。市長の定例記者会見はあるものの「高校のアイスホッケー大会」の感染拡大では総合政策部長、小中学校の感染状況は教育部長、ワクチン接種は健康子ども部長とそれぞれの担当部が発信しています。情報を一元化して市長、あるいはスポークスマンが発信していくことで市民により分かりやすく、安心感も与えることになると考えます。

アスベスト飛散防止強化 改正大気汚染防止法が施行

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※2}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※3}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行：令和5年10月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※3}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

建築物等の解体等工事におけるアスベストの飛散防止を強化するため、大気汚染防止法が改正され今年4月から施行されました。

今回の法改正に伴い、これまで大気汚染防止法の規制対象外であったアスベスト含有成形板等が規制の対象となりました。また、隔離等をせずに吹付け石綿の除去作業を行った場合等に直接罰が創設されました。この他に事前調査の方法が法制化され、作業結果の発注者への報告、作業記録の作成・保存も義務付けられました。

《熱血現場主義》小さなことでも身近な問題を地域から発信します！

小山征三

検索

